

第1分科会第6回会議の開催について（報告）

第1分科会第6回会議が、下記のとおり、開催されました。

日 時 平成24年10月9日（火）

午後1時00分から午後6時15分まで

場 所 法務省3階地検会議室

出席者 中田裕康分科会長

岡正晶委員，内田貴委員，中井康之委員，三上徹委員，安永貴夫委員

岡崎克彦幹事，鹿野菜穂子幹事，高須順一幹事，筒井健夫幹事，山川隆一幹事，山本敬三幹事

新井吐夢関係官，岡英範関係官，忍岡真理恵関係官，川嶋知正関係官，金洪周関係官，坂庭正将関係官，笹井朋昭関係官，松尾博憲関係官

議 題 以下のとおり

- 1 「相殺の要件」（部会資料39第2，1）
- 2 「時効消滅した債権を自働債権とする相殺」（部会資料39第2，3）
- 3 「相殺予約の効力」（部会資料39第2，5(2)）
- 4 「引き渡された目的物に瑕疵があった場合における買主の救済手段の整備」（部会資料43第2，1(2)）
- 5 「短期期間制限の見直しの要否等」（部会資料43第2，1(3)）
- 6 「権利移転義務を履行しない場合における買主の救済手段の整備」（部会資料43第2，2(2)）
- 7 「短期期間制限の見直しの要否等」（部会資料43第2，2(3)）
- 8 「危険の移転時期と危険移転の効果の明文化等」（部会資料43第3，4(2)）

- 9 「仕事の完成が不可能になった場合の報酬請求権・費用償還請求権」(部会資料46第1, 2(2))
- 10 「請負人の担保責任の存続期間」(部会資料46第1, 4(5))
- 11 「土地工作物に瑕疵があった場合の担保期間の見直し(民法第638条)」(部会資料46第1, 4(6))
- 12 「受任者が受けた損害の賠償義務(民法第650条第3項)」(部会資料46第2, 2(2))
- 13 「委任事務の処理が途中で終了した場合の報酬請求権」(部会資料46第2, 3(4))
- 14 「役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権」(部会資料47第1, 3(4))
- 15 「報酬に関する規律(労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権)」(部会資料47第2, 1)
- 16 「報酬に関する規律」(部会資料47第3, 6)